

C5-2-1

1 1. みかん農家負担軽減事業費補助金

1. 事業概要

(1) 目的

長崎西彼農業協同組合が国の直轄事業で小迎選果場にみかん選果機を導入したことに伴い、農業者の選果機利用料が増額になることから、負担増相当分を長崎市及び西海市で出荷率に応じて支援を行い、みかん農家の負担軽減による経営安定を図る。

(2) 内容

長崎西彼農業協同組合みかん生産部会に対し、みかん選果機導入に伴う選果機利用料増額分に対する補助を行う。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～令和元年度

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

2. 事業実施主体

長崎西彼農業協同組合大西海みかん部会

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

みかん農家負担軽減事業費補助金交付要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（221,000 円）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 221,000 | 221,000 | 221,000 | 221,000 | 221,000 |
| 決算額 | 221,000 | 221,000 | 221,000 | 221,000 | 221,000 |

5. 事業の実施状況

(1) 長崎西彼農業協同組合大西海みかん部会への補助金交付

あらかじめ設定された10年定額支払い

(2) 当年度の実績

長崎西彼農業協同組合大西海みかん部会への補助金交付1件

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

選果機を利用したみかん出荷量 平成30年度目標：260t

(2) 達成度合い

平成30年度実績：250t

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書等

8. 監査結果

特段，指摘や意見に該当する事項は見受けられなかった。

C 5 - 2 - 1

1 2. 長崎びわ災害リスク管理支援費補助金

1. 事業概要

(1) 目的

本市の特産品である「びわ」は生育特性上，台風や寒害の被害に遭いやすく，平成24年2月及び平成28年1月の大雪・寒波により甚大な被害を受けたことから，全国一のびわ産地の維持を図るため，果樹（びわ）共済への加入に係る農業者負担の一部を支援するもの。

(2) 内容

気象災害によるびわ農家の農業所得の減収に備えるため，自主的な災害リスク管理を促すために，果樹（びわ）共済加入に係る農業者負担の一部を支援する。

(3) 事業実施期間

平成25年度～令和4年度

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

2. 事業実施主体

長崎西彼農業協同組合長崎びわ部会

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（699,563円）（平成30年度決算額）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 予算額 | 1,163,000 | 1,373,000 | 1,373,000 | 616,000 | 588,000 |
| 決算額 | 699,563 | 714,225 | 909,374 | 191,814 | 227,925 |

5. 事業の実施状況

(1) 補助対象

果樹（びわ）共済加入に係る掛金農業者負担分

補助率：20/100 受益戸数：223人

(2) 当年度の実績

補助金交付1件（指令番号：長崎市指令農林振第307号）

6. 事業の成果指標と達成度合い

| 指標 | 実績 | 目標 |
|----------|------|------|
| 果樹共済加入者数 | 223人 | 330人 |

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する長崎びわ災害リスク管理支援費補助金に関しては，個別の交付要

綱が制定されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎びわ災害リスク管理支援費補助金交付要綱）。

C 5 - 2 - 1

1 3. 農業振興施設整備事業補助金（担い手農家支援施設）

1. 事業概要

（1）目的

農業者等が経営の安定や発展を図るために実施する、生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備に係る投資負担の軽減について、県単事業や市単独事業により支援を行い、持続可能な農業経営体の育成と長崎市農業の振興に資する。

（2）内容

持続可能な農業経営体の育成と農業の振興に資するため、農業者等が行う生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備に対する補助金を交付する。

（3）事業実施期間

平成 25 年度～継続

（4）事業費の性質

補助金（事業費補助）

・長崎市担い手農家支援特別対策事業補助金

2. 事業実施主体

農業協同組合及び農業者が組織する団体

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

長崎市担い手農家支援特別対策事業補助金交付要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

（1）財源の種別

県費（13,345,000 円），その他（地域振興基金 4,029,162 円），一般財源（6,196,838 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 62,086,000 | 63,252,000 | 57,363,000 | 58,682,000 | 23,450,000 |
| 決算額 | 23,571,000 | 46,233,000 | 31,569,000 | 54,275,000 | 15,343,000 |

5. 事業の実施状況

(1) 長崎県制度の市上乗せ制度

- ・ 県要綱により大半の事業において市町義務負担が1/10以上
- ・ 県補助率1/3の場合、合計補助率1/2になるよう市補助率を1/6とする。

(2) 長崎市単独制度

- ・ 長崎市補助率：1/2

(3) 本年度実績

補助金交付件数：9件

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

農業経営の改善向上等に取り組んだ事業主体数 平成30年度目標値：10件

(2) 達成度合い

平成30年度実績値：9件

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書，補助金等確定通知書，実施状況報告書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

消費税込みの金額で補助金を交付する場合、補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければならないこととなる。しかしながら、当該事業は平成30年度末時点において要綱は作成されているものの、要綱に消費税に関する規定が記載されておらず、消費税仕入控除税額相当額の返還プロセスに関する業務が行われていないと史料されるところ

ろである。補助金が納税者の負担によるものとするれば、補助対象者が消費税仕入控除税額相当額を返還する義務があるか等を適切に把握し、必要な場合は返還を求めるプロセスを構築することは必要といえ、過去に交付した補助金についても返還が必要な部分について把握し、返還を求めることも必要に応じて検討すべきである。なお、令和元年度においては要綱を改定し消費税の取扱いを明記している。

C 5 - 2 - 1

1 4. 長崎市家畜診療協議会負担金

1. 事業概要

(1) 目的

家畜診療協議会が行う家畜診療を維持する事業に対して、関係機関で負担を行う。

(2) 内容

家畜疾病の発生を予防し、畜産経営の安定化を図るための家畜診療協議会が行う家畜衛生指導事業に対して関係機関で負担する。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～継続

(4) 事業費の性質

負担金

2. 事業実施主体

長崎市家畜診療協議会

3. 支払根拠要綱、法令上の根拠等

—

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源 (3,972,630 円) (平成 30 年度決算額)

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 3,973,000 | 4,563,000 | 4,563,000 | 4,563,000 | 4,563,000 |
| 決算額 | 3,972,630 | 3,972,630 | 4,563,000 | 4,563,000 | 4,563,000 |

5. 事業の実施状況

(1) 負担金の支出

長崎市負担金：3,972,630円

JA負担金：1,708,270円

県南農業共済組合負担金：10,000円

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市家畜診療協議会令和元年度総会資料，支出関連証票等

8. 監査結果

(1) 成果指標の設定について【意見】

本支出に関して、個別の成果指標を設けていないため、当該支出の成果が図れない状況である。農業振興計画の個別施策として掲げられている以上、農業振興計画の成果目標を達成するための個別の成果指標を設け、支出の意義を継続的にモニタリングしていくことが望ましい。

15. 長崎市地産地消振興公社運営費補助金

1. 事業概要

(1) 目的

生産者と消費者が一体となった「地産地消運動」を展開する中で、農地流動化の促進や担い手育成事業など、本市の総合的な農業及び地域の発展に資するために実施する、以下の事業及び法人の運営に要する経費に対し補助を行う。

①農地利用集積円滑化事業，②人材育成事業，③地産地消振興事業

(2) 内容

地域の特性と資源を生かした地産地消運動を展開するなかで，農業及び地域の振興を図るため，農地流動化の促進，農作業の受託，農業研修による農業担い手の育成確保，農水産物直売所管理・運営等による循環型流通システムの構築等を実施する。

(3) 事業実施期間

平成 15 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（運営費補助）

2. 事業実施主体

（一財）長崎市地産地消振興公社

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（12,501,310 円），その他（三和宮崎ほ場貸付料：498,690 円）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,300,000 |
| 決算額 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,000,000 | 13,300,000 |

5. 事業の実施状況

| 事業名 | 平成 30 年度（実績） |
|-------------|--|
| 農地利用集積円滑化事業 | 農地中間管理事業 24.0ha |
| | 公社中間保有農地 3.5ha |
| | 三和宮崎地区圃場農地 3.3ha |
| | 耕作放棄農地活用事業管理農地面積 （平成 30 年度まで） 5.6ha |
| 人材育成事業 | 研修生 6 名 |
| 農作業受委託事業 | 12 件 0.9ha |
| 地産地消振興事業 | 栽培作物 29 種類 |
| | 販売量 2,092 kg |
| | 販売額 346 千円 |
| 農水産物直売所運営事業 | 会員数 571 名 |
| | 購入者延べ 237 千名 |
| | 会員販売額 225,481 千円 |
| | 公社手数料額 35,715 千円 |
| 総事業費 | 64,333,527 円 |

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助事業等実績報告書，平成 30 年度事業報告書，平成 30 年度経営状況説明書，一般財団法人長崎市地産地消振興公社定款等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する長崎市地産地消振興公社運営費補助金は運営費補助であるところ，支払根拠となる個別要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし，もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお，令和元年度に制定：長崎市地産地消振興公社運営費補助金交付要綱）。

(2) 研修対象者の検討等【意見】

人材育成事業として研修を受けた研修生のなかには、定年退職者が多く、研修後に本格的には農業に従事しない者もいるとのことであるが、本事業は新規就農者の育成を目的の一つとしていることから、主として若手の就農者を呼び込むような活動を行うべきである。現在も農地中間管理事業等による農地のあっせんが行われているが、若者に「何らかの形で農業に携わりたい」という意識付けを与えられるような、研修終了後の活動支援も検討すべきである。

(3) 地域内連携の創意工夫【意見】

地産地消に向けた事業活動の成果としては、単に地域で生産された農産物を地域で消費するというだけでは不十分であり、生産と消費を結び付けることによって、地域の者同士で互いに顔が見え、話ができる関係づくりをしていくことがより重要だと考える。交流会や談話会の実施など、本事業を通じて地域の者同士がコミュニケーションを図れるような工夫を検討すべきである。

(4) 補助金額に変動がない場合の検討【意見】

(一財)長崎市地産地消振興公社は長崎市の外郭団体であるところ、補助開始後10年以上を経過していることから、客観的に見て既得権化しているのではないかと批判もあり得るところである。当該団体の運営費が公金で賄われていることに鑑み、仮にそうした批判がなされた場合には市としては説明責任を果たすべき立場にあるので、一定の年数を経過するたびに、ゼロベースからの検討を行い、補助金の継続が必要な理由を検証すべきである。

(5) 適時適切な申請の履践【意見】

「みさき駅さんわ」では、レジが混雑することからレジの増設の要望を顧客から受けていたところ、平成21年度に直売所コーナーの室内が狭く、レジ機の増設ができないために、室外にレジ機が増設された。同増設に際し、テント及び簡易の屋根が設置されたものの、建築確認申請は不要と誤解されて同申請がなされないままであった。これに対し、平成29年度になって、長崎市建築指導課に建築確認申請書の提出が必要か確認したところ、提出するように指示があり、同30年度に建築確認申請のうえ、屋根・壁付で基礎工事を行い、結果的に建築基準法に適合するようになったものではあるが、本来とるべき手続きのチェックを怠ったという批判を受けかねず、事故が生

じた場合の責任を負う立場でもあるので、今後同じようなことが生じないように指導すべきである。

C 5 - 2 - 2

1 6. 栽培技術指導支援事業費

1. 事業概要

(1) 目的

栽培経験が乏しい新規就農者や定年帰農者、新しい品種や作目の栽培を開始した農業者等に、登録農業者が適切な指導を行い、栽培技術を向上させることで、農産物を安定的に生産し、所得向上と経営安定につなげる。

(2) 内容

新規就農者・定年帰農者・農家から技術指導の依頼があり、登録農業者に指導してもらった際の謝礼の支出を行う。

(3) 事業実施期間

平成 28 年度～平成 30 年度

(4) 事業費の性質

その他（登録農業者への謝礼金）

2. 事業主体

水産農林部 農林振興課

3. 法令上の根拠

長崎市農業アドバイザー派遣要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（5,000 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 100,000 | 300,000 | 300,000 | — | — |
| 決算額 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | — | — |

※平成 28 年度から事業開始

5. 事業の実施状況

- (1) 謝礼 5,000 円/回
- (2) 平成 30 年度 1 名派遣

6. 事業の成果指標と達成度合い

- (1) 成果指標
農業アドバイザー派遣数 平成 30 年度目標：20 件
- (2) 達成度合い
平成 30 年度実績：1 件

7. 監査時の主な閲覧資料等

支出負担行為決議書，農業アドバイザー派遣決定通知書，農業アドバイザー派遣申請書等

8. 監査結果

(1) 成果指標に関して【意見】

本施策は個別指標として農業アドバイザーの派遣数を 20 件と設定しているが、本年度の実績は 1 件である。前年度 2 件，前々年度 3 件と，有効に利用されているとは言い難い。対象者に利用されていない理由を分析し，より魅力的な制度を設定するのが望ましい。

(2) 拠出金が課税対象にある可能性について【意見】

一般的に消費税込みの金額で補助金等を交付する場合，その補助対象者が消費税申告対象者であり，かつ一定の条件を満たす場合は，消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければならないこととなる。長崎市は本事業における拠出金は謝金であるため消費税の課税対象ではないと整理しているが，謝金の支払対象は登録された農

業アドバイザーに対してであり、農業アドバイザーが反復的に営利を目的として指導している場合は謝金ではなく外注費として課税対象になる可能性があるため、この点慎重な判断が必要である。なお、本事業は平成 30 年度をもって廃止されており、将来に対しての影響はない。

C 5 - 2 - 2

1 7. 農業経営改善支援体制整備費

1. 事業概要

(1) 目的

農業経営基盤強化促進法に基づき、他産業並みの労働時間及び所得を確保できる経営感覚に優れた意欲と能力のある認定農業者や集落営農組織など「担い手農業者」の育成・確保を図り、将来の農業構造の確立を目指す。

(2) 内容

認定農業者、新規就農者及び集落営農組織など「担い手農業者」の育成及び農業者への情報提供、相談活動、研修会の開催を行う。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（担い手育成総合支援協議会運営費補助金・運営費補助）

2. 事業実施主体

水産農林部 農林振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（235,000 円），一般財源（235,000 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 470,000 | 552,000 | 688,000 | 688,000 | 830,000 |
| 決算額 | 470,000 | 470,000 | 495,934 | 688,000 | 748,000 |

5. 事業の実施状況

- (1) 長崎市担い手育成総合支援協議会への補助，連絡調整
- (2) 認定農業者の農業経営改善計画作成指導，審査・認定事務
- (3) 新規就農者・認定新規就農者の計画検討認定及び就農後のフォローアップ
- (4) 新規認定候補者のリストアップと認定誘導活動
- (5) 担い手農業者育成のための研修会開催
- (6) 集落営農の組織化推進
- (7) 耕作放棄地解消対策関連事業（受け手となる担い手農業者へのマッチング支援）

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書，補助金等確定通知書，実施状況報告書等

8. 監査結果

(1) 成果指標の設定について【意見】

本個別施策には成果指標を設定していないため，本個別施策の達成度を測る尺度が存在しない。そのため，成果指標を設定することが望ましい。

(2) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する担い手育成総合支援協議会運営費補助金は運営費補助であるところ，支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし，もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお，令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）。

C 5 - 2 - 2

1 8. 農業次世代人材投資資金交付金事業費

1. 事業概要

(1) 目的

本事業は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを総合的に講じていく必要があることから、平成 24 年度から国において創設されている制度であり、就農初期段階の経営が不安定な青年就農者に対して、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るもの。

(2) 内容

青年等就農計画の認定及びその他市要綱に定める要件を満たした就農者への補助金の給付を行う。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

・農業次世代人材投資資金交付金

2. 事業実施主体

5（2）の給付要件を満たす新規就農者

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

長崎市青年就農給付金交付要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（22,499,410 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 31,500,000 | 33,000,000 | 25,500,000 | 21,000,000 | 12,750,000 |
| 決算額 | 22,499,410 | 20,995,705 | 18,750,000 | 14,250,000 | 10,500,000 |

5. 事業の実施状況

(1) 給付額 1,500 千円/人

(2) 給付要件

- ①独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- ②独立・自営就農であること
- ③農地の所有権又は利用権を有しており、機械や施設、生産物の出荷等が給付対象者の名義であること
- ④独立・自営就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な経営計画であること
- ⑤長崎市が策定する「人・農地プラン」へ位置づけられていること

※「人・農地プラン」とは、集落・地域における人と農地の問題を解決するための計画書

⑥市において青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること。

※ただし、就農後の総所得（本給付金以外）が250万円未満であること（平成26年度認定まで）平成27年度認定以降は、350万円未満であること。

(3) 本年度の実施状況 補助金交付 15件

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

農業次世代人材投資資金対象者 平成30年度目標：21件

(2) 達成度合い

平成30年度実績：15件

7. 監査時の主な閲覧資料等

青年就農給付金交付決定確定通知書、農業次世代人材投資資金交付申請書、青年就農給付金経営開始計画承認通知書、青年等就農計画認定書等

8. 監査結果

特段、指摘や意見に該当する事項は見当たらなかった。

C 5 - 2 - 2

1 9. 青壮年新規就農給付金事業費

1. 事業概要

(1) 目的

農業従事者の高齢化や減少が進む中、国の支援制度である農業次世代人材投資資金の対象とならない45歳以上の青壮年層について、長崎市の重要な農業の担い手として育成・確保を図るため、経営が不安定な就農直後の経費負担を軽減する給付金を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を促すもの。

(2) 内容

青年等就農計画の認定及びその他市要綱に定める要件を満たした就農者への補助金の給付を行う。

(3) 実施時期

平成25年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

・青壮年新規就農給付金

2. 事業実施主体

各種給付要件を満たす45歳以上65歳未満の新規就農者

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

青壮年新規就農給付金実施要綱

4. 財源の種別及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（4,200,000円）（平成30年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 予算額 | 6,250,000 | 7,550,000 | 6,250,000 | — | — |
| 決算額 | 4,200,000 | 800,000 | 0 | — | — |

※平成 28 年度より事業開始

5. 事業の実施状況

(1) 給付額 年間 1,200 千円/人

※ただし、耕作放棄地を解消する者については、50 千円/10 a の上乗せで補助を行う

(2) 給付期間 最長 2 年

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

青壮年新規就農給付金対象者 平成 30 年度目標：8 人

(2) 達成度合い

平成 30 年度実績：4 人

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書，補助事業等実績報告書，補助金等確定通知書等

8. 監査結果

特段、指摘及び意見に該当する事項は見当たらなかった。

C 5 - 2 - 2

20. 農業金融対策事業

1. 事業概要

(1) 目的

農業経営の安定を図るため、認定農業者等が活用する農業金融融資の利息負担軽減を行う。

(2) 内容

ア 農業近代化資金利子補給補助金

農業経営の近代化に資するため、施設資金等の農業者利子負担を軽減する利子補給補助金

イ 農業経営基盤強化資金利子補給補助金

円滑な事業推進及び農業者の長期的な経営安定を図るため、日本政策金融公庫資金の農業者利息負担を軽減する利子補給補助金

ウ 農業活性化特別支援資金利子補給補助金

農業者の経営安定と農業の活性化を図るため、貸付利率を低利に設定し、農協系統資金の貸付利率が無利子となるよう実施する利子補給補助金

エ 台風 13 号農業経営緊急対策資金利子補給補助金

平成 18 年台風 13 号の被害農業者の経営安定と早期の災害復興を図るため、農協系統資金の貸付利率が無利子となるよう実施する利子補給補助金

オ 燃油高騰等農業経営緊急対策資金利子補給補助金

燃油高騰等による生産経緯増加のなか農業者の経営安定を図るため、農協系統資金の貸付利率が無利子となるよう実施する利子補給補助金

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（農業近代化資金利子補給補助金，農業経営基盤強化資金利子補給補助金，農業活性化特別支援資金利子補給補助金，台風 13 号農業経営緊急対策資金利子補給補助金，燃油高騰等農業経営緊急対策資金利子補給補助金・事業費補助）

2. 事業実施主体

長崎西彼農業協同組合又は認定農業者等

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

長崎県農業近代化資金融通措置要綱

長崎市農業近代化資金利子補給要綱

長崎県農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金実施要綱

（* 農業経営基盤強化資金利子補給補助金の要綱なし）

長崎県農業経営基盤強化資金利子助成事業事務取扱要領

長崎市農業活性化特別支援資金利子補給要綱

台風 13 号農業経営緊急対策資金利子補給要綱（市）

燃油高騰等農業経営緊急対策資金利子補給要綱（市）

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（ただし、農業経営基盤強化資金利子補給補助金のみ県費との均等割）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------------|----|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 農業近代化資金利子補給補助金 | 予算 | 38,000 | 38,000 | 85,000 | 151,000 | 117,000 |
| | 決算 | 22,291 | 31,206 | 45,640 | 61,188 | 84,465 |
| 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 | 予算 | 294,000 | 317,000 | 561,000 | 618,000 | 693,000 |
| | 決算 | 157,716 | 184,141 | 254,730 | 462,842 | 542,842 |
| 農業活性化特別支援資金利子補給補助金 | 予算 | 741,000 | 925,000 | 1,286,000 | 1,817,000 | 1,913,000 |
| | 決算 | 611,372 | 693,265 | 885,810 | 1,111,881 | 1,235,218 |
| 台風 13 号農業経営緊急対策資金利子補給補助金 | 予算 | 929,000 | 1,807,000 | 3,939,000 | 4,139,000 | 4,608,000 |
| | 決算 | 928,336 | 1,447,562 | 2,072,993 | 3,116,126 | 4,373,855 |
| 燃油高騰等農業経営緊急対策資金利子補給補助金 | 予算 | 65,000 | 202,000 | 281,000 | 309,000 | 387,000 |
| | 決算 | 64,378 | 133,019 | 208,100 | 295,018 | 372,568 |

5. 事業の実施状況

各目的により過年度に貸付を行った利子に対する補助金を支給

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

各事業のうち、農業経営基盤強化資金利子補給補助金に関しては支払根拠となる要

綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱）。

C 5 - 2 - 2

2 1. 農業資金債務保証料補助金

1. 事業概要

(1) 目的

本市における主要な農業資金の借入に伴い付された長崎県農業信用基金協会の債務保証について、農業者が支払う保証料の負担を軽減し、農業経営の安定を図る。

(2) 事業内容

対象資金は、農業振興資金・農業活性化特別支援資金とし、債務保証料の 1/2 を支援する。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

2. 事業実施主体

長崎西彼農業協同組合

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

長崎市農業資金債務保証料補助金交付要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（877 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 4,000 | 19,000 | 33,000 | 85,000 | 94,000 |
| 決算額 | 877 | 9,976 | 22,814 | 36,321 | 62,726 |

5. 事業の実施状況

(1) 保証料率

農業振興資金・農業活性化特別支援資金・農業経営基盤強化資金

：無保証無担保 0.45% 有保証有担保 0.36%

農業近代化資金：無保証無担保 0.40% 有保証有担保 0.26%

補助期間：資金借入後 5 年間

(2) 平成 30 年度実績

2 件

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助事業等実績報告書等

8. 監査結果

個別指標は設定されていないものの，過去に貸付を実施した資金に関する保証料に対する補助金であるため，特段問題はない。その他，特段，指摘及び意見に該当する事項は見当たらなかった。

C 5 - 2 - 2

2 2. 長崎市農業振興会補助金

1. 事業概要

(1) 目的

長崎市の農業振興に寄与している団体の組織強化を図り，活動推進を支援する。

(2) 内容

昭和 26 年 4 月に設立された農業振興会に対し，農業経営の合理化，生活改善並びに青年農業者及び女性グループの育成のための活動に要する経費を一部助成する。

(3) 事業実施期間

会の設立は昭和 26 年だが，市補助については不詳～継続

(4) 事業費の性質

補助金（運営費補助）

2. 事業実施主体

長崎市農業振興会（長崎市農業振興会規約第4条参照）

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（1,000,000円）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 1,000,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 決算額 | 1,000,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |

5. 事業の実施状況

(1) 会員による試験研究（有害鳥獣調査，新規作物導入，加工品のブランド化など）

(2) 全会員対象の視察研修

(3) 振興会だよりの発行

(4) 品評会，団体育成視察研修等

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

補助金等交付申請書，補助事業等実績報告書，補助金等確定通知書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する長崎市農業振興会補助金は運営費補助であるところ，支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし，もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。（令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）。

(2) 対象経費の明確化等の見直しの必要性について【意見】

運営費補助として一定金額を一律に交付する定額補助方式が採用されており、その使途が不明確であって、客観的に見て補助金のばらまきではないかという批判もあり得るところである。平成 30 年度までは要綱が制定されておらず、旅費等を補助対象経費とする場合においては、その範囲や額について長崎市の旅費支払の基準に準じた取扱いとすべきである。

(3) 暴排誓約書の取付け不備について【指摘】

補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの重要性は言うまでもなく、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日 条例第 59 号）において、暴力団を給付金の交付の相手方から除外するため必要な措置を講ずるものとする（同 12 条）とともに、補助金等の交付にあたっては、長崎市補助金等交付規則において、暴力団等でないことを確認の上交付することとしている（同 2 条の 2 第 2 項）。確認方法については、平成 30 年度においては、支出先が①長崎市の外郭団体である場合、②法令上の根拠を有する公益的団体である場合及び③定款に暴力団等が構成員になり得ないことを規定している場合等についてはいずれもスクリーニングされているとして確認不要とし、その余については、県警への照会又は暴力団等の排除に関する誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）の提出により確認するものとしている。なお、当該年度において、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれを採用すべきか、また、暴排誓約書の定型書式等についてはいずれも全庁的に示されておらず、所管課ごとの対応に委ねられていた。本事業においては、「長崎市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり、暴力団関係者の恐れがない」として、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり、公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう、細心のチェックは実施すべきである。なお、平成 31 年 4 月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では、反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており、これに基づき令和元年度以降は励行されるべきである（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）。

C 5 - 2 - 2

2 3. 長崎市認定農業者連絡協議会補助金

1. 事業概要

(1) 目的

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等が作成する農業経営改善計画(他産業並みの労働時間及び所得を確保できること等を5年間の目標として定めた計画)を市が認定しており、計画認定された農業者(認定農業者)が組織する連絡協議会の運営に対して支援を行うもの。

(2) 内容

地域農業の担い手として育成を図る認定農業者が組織する連絡協議会活動の育成・支援。

認定農業者組織への情報提供, 経営改善相談活動, 経営充実のための研修会の開催。

(3) 事業実施期間

平成 14 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金(運営費補助)

2. 事業実施主体

長崎市認定農業者連絡協議会

3. 支払根拠要綱, 法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源(360,000円)(平成30年度決算額)

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位:円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 360,000 | 360,000 | 360,000 | 360,000 | 360,000 |
| 決算額 | 360,000 | 360,000 | 360,000 | 360,000 | 360,000 |

5. 事業の実施状況

- (1) 総会，研修会，地元農産物 PR 直売イベント，支部活動の開催
- (2) 県ネットワーク活動を通じ県内や全国の認定農業者との交流・情報交換
- (3) JA・農業委員との意見交換会
- (4) 農業ヘルパー研修会の受け入れ（ほ場研修と研修会講師）
- (5) 各種関係会議に農業者組織代表として出席（食の推進，農業委員会など）

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市認定農業者連絡協議会規約，平成 30 年度長崎市認定農業者連絡協議会総会資料，補助金等交付申請書，補助金等交付決定通知書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する長崎市認定農業者連絡協議会補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（令和元年度に制定：長崎市農業団体運営費補助金交付要綱）

(2) 役員手当に関する規定や金額に関する基準の策定【意見】

会長，副会長，監事，支部長に対して役員手当が支払われており，支出された金額は一般的に相当なものと言えるが，支出の根拠となる規定がないため，役員手当に関する規定や金額に関する基準を策定しておくことが望ましい。

(3) 暴排誓約書の取付け不備について【指摘】

補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの確認方法につき、「長崎市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり，暴力団関係者の恐れがない」として，県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり，公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう，細心のチェックは実施すべきである。なお，平成 31 年 4 月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では，反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており，これに基づき令和

元年度以降は励行されるべきである（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）。

C 5 - 2 - 2

2 4. 農業振興施設整備事業費補助金（農業新規参入促進施設）

1. 事業概要

(1) 目的

農業に新規参入しようとする企業又は個人、遊休農地等を活用して農業経営規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は農業者に対して支援を行い、新たな担い手の育成及び遊休農地の活用につなげる。

(2) 内容

- ・生産基盤整備事業（ハウス／附帯施設等）
- ・小規模土地基盤整備事業（圃場進入路／農地造成・改良／給排水施設／整地／客土等）

(3) 事業実施期間

平成 19 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（農業新規参入促進事業費補助金・事業費補助）

2. 事業実施主体

農業に新規参入しようとする企業又は個人、遊休農地等を活用して農業経営規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は農業者（農業新規参入促進事業費補助金交付要綱 別表（第 2 条関係））

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農業新規参入促進事業費補助金交付要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

地方債（8,436,614 円），一般財源（6,216,386 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 予算額 | 28,000,000 | 28,000,000 | 17,750,000 | 12,000,000 | 8,000,000 |
| 決算額 | 14,653,000 | 25,988,000 | 10,999,000 | 7,214,000 | 7,780,000 |

5. 事業の実施状況

面積要件 実施面積が300㎡以上であること

補助率 対象事業経費の2分の1以内

(1事業主体当たり補助額上限4,000千円、下限200千円とし、事業期間中1回の利用に限る。)

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

13戸

(2) 達成度合い

6戸

7. 監査時の主な閲覧資料等

農業新規参入促進事業申込書、同補助対象認定通知書、補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等

8. 監査結果

(1) 報告書への記載不足について【意見】

補助対象者ごとの記録資料を確認したところ、添付されている同報告書の記載において、事業の成果欄の記載が少なく、簡易すぎるものも見受けられた。本事業の申し込みの際、同申込書の記載事項として、「本事業活用の目的及び今後の農業経営の展開」を記載することとされており、当該記載欄を具体的に記載させるとともに、同記載に対する結果の検証として、報告書の内容も十分な記載を求めるべきである。

(2) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

消費税込みの金額で補助金を交付する場合、補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければ

ばならないこととなる。しかしながら、当該事業は平成 30 年度末時点において要綱は作成されているものの、要綱に消費税に関する規定が記載されておらず、消費税仕入控除税額相当額の返還プロセスに関する業務が行われていないと思料される所である。補助金が納税者の負担によるものとすれば、補助対象者が消費税仕入控除税額相当額を返還する義務があるか等を適切に把握し、必要な場合は返還を求めるプロセスを構築することは必要といえ、過去に交付した補助金についても返還が必要な部分について把握し、返還を求めることも必要に応じて検討すべきである。なお、令和元年度においては要綱を改定し消費税の取扱いを明記している。

C 5 - 2 - 3

2 5. 特定法人農地貸付推進費

1. 事業概要

(1) 目的

耕作放棄地等の状況や権利者の意向などを調査し、農業への参入または耕作地の拡大を希望する企業等へ、候補地の紹介や権利者との調整等を行い、企業等の農業への参入を誘導し、減少傾向にある農業従事者の確保や増加傾向にある耕作放棄地の解消を図るとともに、企業誘致による地域産業の活性化と雇用促進を図る。

(2) 内容

法人への農地貸付けに関し、市が地主に負担する土地借上料

(3) 事業実施期間

平成 16 年度～平成 30 年度

(4) 事業費の性質

その他（土地借上料）

2. 事業実施主体

農業への参入または耕作地の拡大を希望する企業等

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

その他（農地等貸付収入等 46,665 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 47,000 | 47,000 | 406,000 | 1,789,000 | 9,134,000 |
| 決算額 | 46,665 | 46,665 | 405,815 | 1,399,415 | 8,499,021 |

5. 事業の実施状況

(1) 既借上分

1 件 年額 46,665 円（2 筆分 3,111 m²）

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

農地賃貸借契約書等

8. 監査結果

特段指摘及び意見に該当する事項は見受けられなかった。

C 5 - 2 - 3

2 6. 環境保全型農業推進費

1. 事業概要

(1) 目的

自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、生産部会等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果の高い取組を支援する。

(2) 内容

生産部会等が行う有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減に加え、総合的病害虫・雑草管理（IPM）に取組み、環境保全に効果が高い営農活動に対し、面積に応じて交付金を交付

(3) 事業実施期間

平成 30 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（環境保全型農業支払交付金・事業費補助）

2. 事業実施主体

農業者の組織する団体

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
支払根拠要綱なし

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（471,000 円），一般財源（157,000 円）（平成 30 年度決算額）

（*財源区分：国 1/2，県 1/4，市 1/4）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 715,000 | - | - | - | - |
| 決算額 | 628,000 | - | - | - | - |

※平成 30 年度より事業開始

5. 事業の実施状況

交付対象者：農業者の組織する団体

取組内容：化学肥料・化学合成農薬を 5 割低減する取組と総合的病害虫・雑草管理
の取組

交付単価：8,000 円/10 a

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎県環境保全型農業直接支払交付金交付要領, 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱 (国), 環境保全型農業直接支払交付金実施要領 (国), 補助事業等実績報告書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する環境保全型農業支払交付金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱）。

(2) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

消費税込みの金額で補助金を交付する場合、補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければならないこととなる。しかしながら、当該事業は、平成 30 年度末時点においては補助金支出根拠となる要綱が作成されていないため、消費税仕入控除税額相当額の返還プロセスに関する業務が行われていないと思料される場所である。補助金が納税者の負担によるものとすれば、補助対象者が消費税仕入控除税額相当額を返還する義務があるか等を適切に把握し、必要な場合は返還を求めるプロセスを構築することは必要といえ、過去に交付した補助金についても返還が必要な部分について把握し、返還を求めることも必要に応じて検討すべきである。なお、令和元年度においては要綱を制定し消費税の取扱いを明記している。

(3) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

C 5 - 3 - 1

2 7. 有害鳥獣対策費

1. 事業概要

(1) 目的

イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農業及び生活環境への被害対策として、①農地等への侵入を効果的に防ぐ（防護対策）、②有害鳥獣が出没しにくい環境整備（棲み分け対策）、③加害鳥獣を優先的に捕獲する（捕獲対策）ことによる3対策を実施するとともに、地域ぐるみの取り組みを強化、支援することにより、鳥獣被害の軽減に努める。

(2) 内容

- ア 専門業者への有害鳥獣対策相談等業務委託
 - ・農業者及び市民からの被害相談受付、現地調査等
- イ 長崎市有害鳥獣対策協議会運営費補助金
 - ・捕獲及び防護対策の強化

(3) 事業実施期間

平成 14 年度～継続

(4) 事業費の性質

- 補助金（運営費補助）
 - ・長崎市有害鳥獣対策協議会運営費補助金

2. 事業実施主体

被害農業者（受益者）の団体、長崎市有害鳥獣対策協議会、捕獲隊等

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

補助金交付に関する要綱なし（その他、有害鳥獣被害防止用資材貸与要領、長崎市有害鳥獣対策協議会有害鳥獣相談員等設置要領、有害鳥獣捕獲報奨金交付要領、網・わな猟免許取得助成金交付要領）

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（9,327,500 円）、一般財源（66,859,084 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 80,774,000 | 72,985,000 | 60,747,000 | 55,290,000 | 22,581,000 |
| 決算額 | 76,186,584 | 65,593,035 | 58,844,180 | 53,575,564 | 21,000,530 |

5. 事業の実施状況

(1) 防護対策

ア 国庫事業 ながさき鳥獣被害防止総合対策事業

① 内容

3 戸以上の被害農業者（受益者）の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給。（設置は受益者により施工）

② 事業実施状況

平成 23 年度から平成 30 年度までの要望（約 755 k m）は全て整備済。

イ 長崎市有害鳥獣対策協議会による貸与事業（鳥獣被害防止対策用資材貸与事業）

① 内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵，電気牧柵器（本体），箱わな，小型捕獲器の無償貸与。

② 事業実施状況（平成 30 年度貸与実績）

ワイヤーメッシュ柵 41,494m，電気牧柵器 10 基，箱わな 174 基，小型捕獲器 58 基の貸与

(2) 捕獲対策

ア 長崎市有害鳥獣対策協議会による捕獲

① 内容

長崎市有害鳥獣対策協議会は，有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため，猟友会，鳥獣保護員，JA，農業委員会，長崎市，県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることを目的として設立している。

② 主な活動

市内 8 地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出動している。平成 28 年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通じた捕獲へ体制を強化し、計画的な捕獲に努めている（平成 31 年 4 月 1 日現在 218 名）。

イ 地域ぐるみによる捕獲（捕獲隊）

狩猟経験を有する免許所持者（リーダー）と免許を持たない被害農業者等（捕獲補助員）により捕獲チーム（捕獲隊）を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進している。（平成 31 年 4 月 1 日現在 87 組織）

ウ 長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊に対する市の支援

① 箱わなの無償貸与

捕獲隊等が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与。

② 捕獲報奨金等

市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ 1 頭につき、5,000 円を交付。国庫事業による捕獲報奨金は、7,000 円を交付。

③ 専門業者による取組み

長崎市が委託している有害鳥獣対策の専門業者による、捕獲隊の組織化に係るコンサルティングや捕獲許可のための安全講習会の実施。

(3) 棲み分け対策

ア 地域ぐるみによる有害鳥獣対策

- ① 被害防止効果を高めるには、地域住民が協力しあって対策に取り組むことが必要であり、地域ぐるみの捕獲隊活動の他に、次の取り組みを推進している。
- ② 侵入防護柵（ワイヤーメッシュ柵、電気牧柵器、ネット等）の設置箇所の点検、補修及び周辺の除草作業。
- ③ 有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、剪定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
- ④ 有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。
- ⑤ 長崎市が委託している有害鳥獣対策の専門業者は、要望があった地域に対して、

被害現地調査や有害鳥獣の生態・効果的な被害防止対策の講習会などを実施している。

イ 森林緩衝帯整備事業

① 内容

市街地周辺の未整備森林は、イノシシの棲みかや隠れ場所、通り道になり、被害が絶えない状況にある。このような中、棲み分け対策として、見通しの悪い雑木林やヤブは、イノシシ等の有害鳥獣が安心して近づける隠れ場となっていることから、ながさき森林環境税活用事業である「ふるさとの森林づくり事業」を活用し、市有林に住家が隣接している箇所において、幅 15m程度の範囲で藪の刈払いや樹木の強間伐を行い、鳥獣を寄せつけない緩衝帯を整備する。

② 事業実施状況（平成 30 年度実績）

委託料 3,000 千円

整備地 ・春木町～淵町地区 A=1.60ha（長崎市有林）
・小江原地区 A=1.20ha（長崎市有林）

(4) その他

専門業者による被害相談等への対応（有害鳥獣対策相談等業務委託）

ア 内容

委託期間：平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間

受付窓口：長崎市有害鳥獣相談センター

イ 主な対応内容

・被害相談受付

平成 30 年度：相談件数 1,098 件（499 件）

[農業被害 472 件（84 件）、生活環境被害 626 件（415 件）]

※（ ）内は、ワイヤーメッシュ柵の貸与事業に係る現地確認や巡回の件数を除いた被害相談件数

・現地調査

イノシシ、シカ、アナグマによる農作物被害や生活環境被害等への相談対応（現地調査、被害防止指導等）

・地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施

- ・捕獲技術向上のための講習の実施
- ・捕獲隊への安全講習会の実施 等

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) ア 成果指標

地域ぐるみによる捕獲隊の組織数：76 団体

イ 達成度合い

平成 30 年度組織数：87 団体

(2) ア 成果指標

有害鳥獣による農産物被害額：39,000 千円

イ 達成度合い

有害鳥獣による農産物被害額：32,500 千円

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市有害鳥獣対策協議会通常総会資料等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する長崎市有害鳥獣対策協議会運営費補助金は運営費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。この点、有害鳥獣対策については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 2 条の 2 において、市町村がその区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画の作成や当該計画に基づく被害防止施策の実施等の必要な措置を適切に講じるよう努めるものと規定されており、地方財務実務提要においては、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合は負担金として解釈されている。協議会は、有害鳥獣対策という市が一定の責務を負う施策を関係団体と連携して実施するために任意に構成した団体であり、その活動経費は協議会の総会において取り決められた額を構成各団体が支出することから、令和元年度から負担金として支出している。

(2) 担い手確保に向けた取組みについて【意見】

平成 28 年度から猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通した捕獲へ体制を強化されているが、より一層計画的な捕獲に向けて、担い手の確保に繋がるように取り組まれることが望まれる。なお、若手の担い手確保については、平成 29 年度から年間捕獲頭数を 4,850 頭と設定し、計画的な捕獲を行っており、今後は年度ごとに目標人数を設定して、達成状況を把握するための目標値を設定していくべきである。

(3) 捕獲後の鳥獣の活用について【意見】

イノシシの捕獲後の活用を図るため、市内 2 ヶ所に食肉処理加工施設が設置されており、有害鳥獣捕獲の推進と狩猟者の捕獲意欲の高揚が図られているところ、自主的な狩猟の活性化につながるように、さらなるインセンティブのある活用方法等を考案することも課題として考えられる。

(4) 生活環境被害防止に向けた成果指標の検討について【意見】

昨今、農作物被害だけでなく、生活環境被害も増加しているとのことであるが、成果指標に生活環境被害を防止するための指数が設けられていないため、生活環境被害防止に向けた成果指標を検討すべきである。この点は森林緩衝帯整備費とも関連すると思われるので、問題意識を共有して取り組むべきである。

(5) 違法捕獲防止に向けた情報発信について【意見】

有害鳥獣の捕獲も重要であるが、違法捕獲を防止するため、鳥獣保護法の理解が十分ではない一般市民に情報発信することも重要である。市のホームページや広報紙等を利用するなどして、一般市民への情報発信を広げることも検討すべきである。

C 5 - 3 - 1

2 8. 森林緩衝帯整備費

1. 事業概要

(1) 目的

市街地周辺の未整備森林は、イノシシ等の有害鳥獣の棲みかや隠れ場所などになっているため、棲み分け対策として、見通しの悪い雑木林やヤブを伐採し、緩衝帯を整備するもの。

有害鳥獣対策による農作物被害の防止

(2) 内容

住家が隣接している市有林において、幅 15m 程度の範囲で樹木の強間伐や藪の刈払いを行い、森林を見通し良く整備し、イノシシ等の近寄りやすい緩衝帯を整備する。

(3) 事業実施期間

平成 30 年度～平成 31 年度（令和元年度）

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

・ながさき森林環境保全事業（ふるさとの森林づくり）補助金

2. 事業実施主体

県内に事務所又は営業所を有する法人等

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

ふるさとの森林づくり事業実施要綱

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（2,991,000 円），一般財源（600 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 3,000,000 | - | - | - | - |
| 決算額 | 2,991,600 | - | - | - | - |

※平成 30 年度より事業開始

5. 事業の実施状況

ながさき森林環境税活用事業ふるさとの森林づくり事業の補助金を活用（県補助率 100%）

・春木町地区～淵町地区 A=1.6ha

・小江原地区 A=1.2ha

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

2.8 ha

(2) 達成度合い

2.8 ha

7. 監査時の主な閲覧資料等

平成 30 年度ふるさとの森林づくり事業計画承認申請書，同変更承認書，委託契約書
等

8. 監査結果

特段，指摘及び意見に該当する事項は見当たらなかった。

C 5 - 3 - 2

2 9. 中山間地域等振興推進費

1. 事業概要

(1) 目的

中山間地域等において，耕作放棄地の原因となる農業生産条件の不利性を直接補正する直接支払を実施し，適正な農業生産活動の継続を通じて，農地の多面的機能の発揮を図ることを目的とするもの。

(2) 内容

耕作放棄地発生防止等を目的とした集落活動や，農業生産活動継続のための体制整備に向けた取組みに対する交付金

※農業生産活動継続のための体制整備に向けた取組みを行わない場合は 8 割単価となる。

(3) 事業実施期間

第 1 期対策 平成 12 年度～16 年度 (5 ケ年間)

第 2 期対策 平成 17 年度～21 年度 (5 ケ年間)

第 3 期対策 平成 22 年度～26 年度 (5 ケ年間)

第 4 期対策 平成 27 年度～31 年度 (5 ケ年間)

農地の有効活用と地域産材の利用促進

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

- ・ 中山間地域等直接支払交付金

2. 事業実施主体

集落協定を市と締結した集落（31 集落）

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

補助金交付に関する要綱なし（その他関連するものとして，中山間地域等直接支払交付金実施要領，日本型直払推進交付金実施要領，長崎県中山間地域等直接支払交付金等実施要領）

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（10,510,771 円），一般財源（4,281,432 円）（平成 30 年度決算額）

* 財源区分：通常地域 ※旧町が該当 国 1/2，県 1/4，市 1/4

特認地域 ※旧長崎市が該当 国 1/3，県 1/3，市 1/3

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 14,860,000 | 14,880,000 | 14,969,000 | 15,716,000 | 15,167,000 |
| 決算額 | 14,792,203 | 14,514,200 | 14,514,616 | 14,475,744 | 15,166,317 |

5. 事業の実施状況

(1) 事業主体 集落協定を市と締結した集落（31 集落）

(2) 交付単価 田：21,000 円/10 a 畑：11,500 円/10 a

(3) 平成 30 年度中山間地域等直接支払交付金

県費：10,205,771 円 市費：4,281,432 円 計（交付額）：14,487,203 円

(4) 平成 30 年度中山間地域等推進交付金

県費：305,000 円 市費：0 円 計（交付額）305,000 円

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

平成 30 年度管理面積：128ha 集落協定数：36 協定

(2) 達成度合い（平成 30 年度実績）

管理面積：114ha 集落協定数：31 協定

7. 監査時の主な閲覧資料等

平成 30 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書，補助金等交付申請書，補助金等交付決定書，補助事業等実績報告書，中山間地域等直接支払に係る集落協定等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する中山間地域等直接支払交付金は事業費補助であるところ，支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし，もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお，令和元年度に制定：長崎市中山間地域等直接交付金交付要綱）。

(2) 活動違反発覚時の対応について【意見】

集落協定において，協定対象の集落によって本事業の趣旨に沿った活動がなされない場合の対応が明記されていない。仮に活動がなされない場合や市への報告に虚偽があることが判明した場合には，同協定対象の集落に対して返金を求める場合があることも想定すべきであり，集落協定にあらかじめ対応の仕方を明記しておくべきである。

(3) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は，国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ，その交付決定については，あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから，国・県との協調事業であることのみをもって，安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

C 5 - 3 - 2

3 0. 多面的機能推進費

1. 事業概要

(1) 目的

農業者だけでなく、自治会や P T A 等の非農業者組織と一体となり、地域の共同活動による農地・水路・農道等の地域資源の保全管理や農村環境の保全向上に対する活動を支援するもの。

(2) 内容

交付単価は次のとおり。

① 農地維持支払交付金 田：3,000 円/10 a 畑：2,000 円/10 a

② 資源向上支払交付金 田：2,400 円/10 a 畑：1,440 円/10 a

※当初協定締結から 5 年を経過した場合 3/4 単価

(3) 事業実施期間

第 1 期対策 平成 19 年度～23 年度 (5 ケ年間)

第 2 期対策 平成 24 年度～28 年度 (5 ケ年間)

※平成 26 年度に多面的機能支払に移行した際、実質的に期の括りは消失し、5 年間の活動継続が要件となった。

(4) 事業費の性質

補助金 (事業費補助)

・多面的機能支払交付金

2. 事業実施主体

活動組織 (12 組織)

3. 支払根拠要綱, 法令上の根拠等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支払根拠要綱なし

4. 財源の種別及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費 (8,835,142 円), 一般財源 (2,898,048 円) (平成 30 年度決算額)

*財源区分 国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|------------|------------|------------|-----------|--------------------------|
| 予算額 | 11,863,000 | 10,568,000 | 10,478,000 | 9,707,000 | 2,540,000 |
| 決算額 | 11,733,190 | 9,186,292 | 10,108,750 | 9,706,578 | 2,539,645 (9,708,578) |

※平成26年度までは、県協議会に対して負担金として支出し、県協議会が各活動組織に交付している。()は全体事業費。

5. 事業の実施状況

- (1) 農道の草刈や農業用水路の泥上げ作業など地域資源の基礎的保全活動に対して、「農地維持支払交付金」を対象農用地面積に応じて交付
- (2) 地域資源の軽微な補修や農村環境保全活動に対して、「資源向上支払交付金」を対象農用地面積に応じて交付

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

管理面積：350ha 活動組織数：12組織

(2) 達成度合い

管理面積：380ha 活動組織数：12組織 (平成30年度実績)

7. 監査時の主な閲覧資料等

多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、日本型直接支払推進交付金実施要綱、日本型直接支払推進交付金実施要領、長崎県多面的機能支払交付金交付要領、平成30年度多面的機能支払交付金事業実績報告書、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等実績報告書等

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する多面的機能支払交付金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市多面的機能支払交付金交付要綱）。

(2) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

C 5 - 3 - 3

3 1. 農業用施設整備事業費（用水施設）

1. 事業概要

(1) 目的

土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して、土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保をするもの。

(2) 内容

農業用水利施設の機能低下防止、機能回復等のため整備補修、また、管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新（ポンプのオーバーホール、用排水路の補修浚渫、電気設備の精密整備等）。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～30 年度

(4) 事業費の性質

負担金

2. 事業実施主体

適正化事業の実施を希望する土地改良区等

3. 支払根拠要綱、法令上の根拠等

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領

4. 財源の種別及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

地元負担金 (1,062,000 円) (平成 30 年度決算額)

* 財源の区分: 国補助 30%, 県補助 30%, 地元負担 30%, 事業主負担 (長崎市) 10%

※加入団体 (地元) は事業費の 30% を 5 年間均等拠出 (平成 26 年
～平成 30 年は上床地区と成宇津地区)

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位: 円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 予算額 | 1,062,000 | 1,062,000 | 1,062,000 | 13,573,080 | 7,187,000 |
| 決算額 | 1,062,000 | 1,062,000 | 1,062,000 | 13,573,080 | 7,186,500 |

5. 事業の実施状況

搬出金対象地区 上床地区 (平成 26 年度加入) ※平成 27 年度事業実施

成宇津地区 (平成 26 年度加入) ※平成 26 年度事業実施

適正化事業賦課金 1,062,000 円

(内訳) 上床地区: 720,000 円 成宇津地区: 342,000 円

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 主な閲覧資料等

土地改良施設維持管理適正化事業搬出金額承認申請について, 同搬出について等

8. 監査結果

特段, 指摘及び意見に該当する事項は見受けられなかった。

C 6 - 1 - 1

3 2. 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全

1. 事業概要

(1) 目的

漁港機能を保全するため, 漁港施設の計画的な維持補修を行う。

水産基盤の総合的・計画的な整備

(2) 内容

平成 30 年度：詳細調査，施設補修

(3) 事業実施期間

平成 24 年度～令和 9 年度

(4) 事業費の性質

その他（工事請負費（国の水産基盤整備事業補助金を活用して工事を施行するもの））

2. 事業実施主体

水産農林部 水産振興課

但し，当該事業は東総合事務所地域整備課が予算措置を講じ，業者に委託して実施しており，水産振興課は国の補助事業に係る手続きの取りまとめを行っている。

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費補助（800,000 円），地方債（1,300,000 円），一般財源（255,023 円）

（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|----------|
| 予算額 | 8,200,000 | 12,514,856 | 35,425,040 | 24,000,000 | — |
| 決算額 | 2,355,023 | 10,139,655 | 25,484,304 | 15,032,747 | — |

平成 30 年度から次年度繰越：4,680,000 円（たちばな漁港機能保全 業務委託・工事）

5. 事業の実施状況

戸石漁港機能保全工事（戸石物揚場）

平成 30 年度は，戸石漁港の水路の床版（しょうばん：コンクリートの覆い被せるもの）の設置等の維持管理を行っている。

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

所管課提供資料

8. 監査結果

(1) 成果指標の設定について【意見】

本事業の目的である漁港施設の計画的な維持補修のためには、工期・工程やその進捗率に関する成果指標を定めることも検討すべきである。

(2) 所管課の記載について【意見】

第四次総合計画実施計画上の記載では水産振興課が所管課とされており、当課において機能保全計画書の作成等を実施するとともに、国庫補助事業や県の間接補助事業の補助手続きを行っている。もっとも、実際に工事を施工する担当課は異なっており、担当課において実質的な事業計画を組み立てることができるため、所管課の記載について検討の余地があると考えられる。

C 6 - 1 - 1

3 3. 農山漁村地域整備交付金事業費（戸石漁港護岸改良・島の前地区）

1. 事業概要

(1) 目的

台風接近時の越波により民家や道路等に多大な被害が生じ危険な状態にあるため、既設護岸を改良することにより越波を防止して地区住民の不安を解消するとともに、生命財産の安全を確保するために、農山漁村地域整備交付金事業として実施する。

(2) 内容

戸石漁港（島の前地区）の護岸は、昭和 46 年に築造され現在までに 40 年以上を経過し、沈下等により天端高が不足していることから、既設護岸の改良工事を行う。

(3) 事業実施期間

平成 23 年度～令和 5 年度

(4) 事業費の性質

その他（工事請負費（国の交付金（農山漁村地域整備交付金）を活用して工事を施行するもの。））

水産基盤の総合的・計画的な整備

2. 事業実施主体

水産農林部 水産振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農山漁村地域整備交付金事業実施要綱

4. 財源及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

国費(5,000,000 円), 県費(1,750,000 円), 地方債(3,000,000 円), 一般財源(444,536 円) (平成 30 年度決算額)

(2) 財源及び過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 予算額 | 10,400,000 | 44,400,000 | 10,000,000 | 31,300,000 | 5,600,000 |
| 決算額 | 10,194,536 | 44,105,040 | 0 | 30,823,425 | 5,473,000 |

※平成 28 年度：次年度繰越 340 万円

5. 事業の実施状況

護岸(改良) L=5.0m[消波ブロック 4 t 製作のみ 140 個]

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率（事業費ベース）とする。

(2) 達成度合い

45.4% (平成 30 年度末)

7. 監査時の主な閲覧資料等

上記要綱，農山漁村地域整備交付金実績報告書，上記報告書添付の工事検査報告書，
工事完成通知書等

8. 監査結果

特段，指摘や意見に該当する事項は見受けられなかった

C 6 - 1 - 1

3 4. 農山漁村地域整備交付金事業費（為石漁港海岸保全施設整備）

1. 事業概要

(1) 目的

護岸背後の集落は、台風接近時の高潮の越波により民家や道路等に多大な被害が生じ危険な状態にあるため、住民の不安を解消するとともに、生命と財産を保全するために下記の内容を実施する農山漁村地域整備交付金事業に対し補助を行う。

(2) 内容

為石漁港の護岸は、昭和 43 年頃に築造され 40 年以上経過し、沈下等により天端高が不足していることから、港口部に離岸堤を設置する。

(3) 事業実施期間

平成 24 年度～令和 3 年度

(4) 事業費の性質

その他（工事請負費（国の交付金（農山漁村地域整備交付金）を活用して工事を施行するもの。））

2. 事業実施主体

水産農林部 水産振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農山漁村地域整備交付金事業実施要綱

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

国費（25,800,000 円），県費（9,030,000 円），地方債（17,000,000 円），一般財源（1,902,429 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|----------|-------------|
| 予算額 | 54,100,000 | 51,300,000 | 12,000,000 | — | 122,000,000 |
| 決算額 | 53,732,429 | 50,735,997 | 9,608,760 | — | 116,325,000 |

5. 事業の実施状況 (平成 30 年度実績)

離岸堤新設工事 L=34.5m (基礎工 L=8.7m, 消波工 L=7.1m)

消波ブロック 50 t 製作据付 42 個

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率(事業費ベース)とする。

(2) 達成度合い

25.8% (平成 30 年度末)

7. 監査時の主な閲覧資料等

上記要綱, 農山漁村地域整備交付金実績報告書, 上記報告書添付の工事検査報告書,
工事完成通知書等

8. 監査結果

特段, 指摘や意見に該当する事項は見受けられなかった。

3 5. 農山漁村地域整備交付金事業費(海岸堤防等老朽化対策)

1. 事業概要

(1) 目的

ア 計画及び実施設計事業(蚊焼漁港)

長崎市が管理する漁港海岸の開口部において, 階段(又はスロープ)構造にすることで, 非常時の人為的操作を不要として利用者の利便性向上を図ることを目的とする。
東日本大震災を契機とする水産庁の指導に基づく事業である。

イ 長寿命化計画策定事業(相川, かきどまり, 深堀, たちばな, 為石, 蚊焼漁港)

長崎市が管理する漁港において, 海岸施設の老朽化とともに更新を必要とする施設が増加してきていることから管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより, 施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化と縮減を図ることを目的とする。

(2) 内容

長崎市の管理漁港に関して, 施設の利便性を向上させ, 老朽化対策としてのコストの平準化のため計画策定を実施する。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～令和 2 年度

(4) 事業費の性質

その他（工事請負費（国の交付金（農山漁村地域整備交付金）を活用して工事を施行するもの。））

2. 事業主体

水産農林部 水産振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

農山漁村地域整備交付金事業実施要綱

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

国費(8,100,000 円), 県費(875,000 円), 地方債(1,600,000 円), 一般財源 5,839,730 円（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|-----------|------------|----------|
| 予算額 | 33,900,000 | 18,900,000 | 8,000,000 | 10,500,000 | — |
| 決算額 | 16,414,730 | 6,714,360 | 1,293,840 | 3,885,840 | — |

平成 30 年度から次年度繰越：17,300,000 円（蚊焼漁港開口部対策 工事）

5. 事業の実施状況（平成 30 年度実績）

護岸改良工事計画・実施設計（蚊焼漁港）

長寿命化計画策定（相川，かきどまり，深堀，たちばな，為石，蚊焼漁港）

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率（事業費ベース）とする。

(2) 達成度合い

37.7%（平成 30 年度末）

7. 監査時の主な閲覧資料等

上記要綱, 農山漁村地域整備交付金実績報告書, 業務委託検査報告書, 完了通知書等, 業務委託変更契約書, 漁港資材価格調査に関する検査(履行確認)報告書等

8. 監査結果

(1) 不正確な記載事項【意見】

長寿命化計画策定に関する業務委託報告書を確認したところ, 業務請負業者の業務実施方針に関して, 実際には, 平成 30 年 5 月策定の国の「海岸保全施設維持管理マニュアル」に準拠しているものの, 平成 26 年 3 月策定のものに準拠しているという記載であった。点検項目の相違等, 報告書の内容事項に関わる事項であり, 可能な限り, 報告書の受領時に精査して確認, 訂正を求めるべきである。

3 6. 浜の活力再生交付金事業費 (水産業強化支援)

1. 事業概要

(1) 目的

長崎市が管理する漁港において, 漁業者や漁港利用者の安全性を確保するための事業である。なお, 平成 28 年度には, 長崎県, 県警本部より海中転落を伴う交通事故防止対策への協力依頼もなされている。

(2) 内容

浜の活力再生交付金事業として, 現在, 岸壁が古く車止めを設置していない漁港の中で, 漁港利用者が多い漁港から順次, 安全施設の整備(具体的には, 海中転落を防止するため車止め設置)を実施する。

平成 30 年度: 深堀漁港

令和元年度: かきどまり, 為石, たちばなの各漁港

令和 2 年度: たちばな, 野野串の各漁港

(3) 事業実施期間

平成 30 年度~令和 2 年度

(4) 事業の性質

その他(工事請負費(国の交付金(浜の活力再生交付金))を活用して工事を施行す

るもの。))

2. 事業実施主体

水産農林部 水産振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

水産関係地方公共団体交付金等交付要綱

4. 財源及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費 (7,434,779 円)，地方債 (2,700,000 円)，一般財源 (960,165 円) (平成 30 年度
決算額)

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 11,373,103 | - | - | - | - |
| 決算額 | 11,094,944 | - | - | - | - |

※平成 30 年度：次年度繰越 185,512 円

5. 事業の実施状況

車止め設置 (深堀漁港，かきどまり漁港(福田地区)) 一式

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率 (事業費ベース) とする。

(2) 達成度合い

23.1% (平成 30 年度末)

* 今後の事業計画

令和元年度 車止め設置 (かきどまり・為石・たちばな漁港) 一式

令和2年度 車止め設置 (たちばな・野野串漁港) 一式

7. 監査時の主な閲覧資料等

上記要綱，長崎県漁港の高度利用のための整備事業補助金年度終了報告書(平成 30 年度)，上記報告書添付の工事検査報告書，工事完成通知書等

C 6 - 1 - 1

水産基盤の総合的・計画的な整備

8. 監査結果

特段、指摘及び意見に該当する事項は見受けられなかった。

C 6 - 1 - 1

3 7. 水産センター施設整備事業費 水産センター（牧島）

1. 事業概要

(1) 目的

老朽化した水産センターの施設を整備し、生産性と安全性の向上を図る。

(2) 内容

水産センターの施設の改修

(3) 事業実施期間

昭和 48 年度～継続

(4) 事業費の性質

その他（工事請負費）

2. 事業実施主体

水産農林部 水産センター

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

—

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

地方債（23,000,000 円），一般財源（1,288,120 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|------------|------------|------------|----------|------------|
| 予算額 | 28,000,000 | 14,600,000 | 14,300,000 | — | 16,240,000 |
| 決算額 | 24,288,120 | 10,802,004 | 13,949,820 | — | 15,203,860 |

5. 事業の実施状況

甲殻類生産棟内部改修工事 17,146,080 円

浮棧橋改修工事 7,142,040 円

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

平成 30 年度手持ち資料，請求書

8. 監査結果

(1) 生産効率を考慮した修繕の必要性の検討【意見】

長崎市水産センター（牧島）及び長崎市水産センター高島事業所の施設はいずれも老朽化しており，生産性と安全性の向上を図るためには，適時適切に修繕等を行う必要がある。現状，修繕等が必要なものは複数あるが，予算も限られるため，予算も考慮しながら，優先順位の高いものから施設の整備が行われているとのことである。「44 高島水産種苗生産費」で記載のとおり，施設の老朽化が生産効率低下の原因の一つとなっていることも考慮し，今後の施設運営を検討する必要があると考える。

C 6 - 1 - 2

3 8. 水産多面的機能発揮対策支援費

1. 事業概要

(1) 目的

水産業や漁村が持つ多面的な機能を維持，発揮させるため，漁業者を中心としたグループ（活動組織）における活動に対し支援を行う。

(2) 内容

- ・藻場の保全（母藻の設置，食害生物（ウニ・植食魚類等）の除去，密度管理など）
- ・漂流，漂着物，堆積物処理（漂流・漂着ゴミ，ヒトデ除去など）
- ・廃棄物の利活用（藻場の保全で除去したウニ等の食材加工，販路開拓など）
- ・国境・水域の監視（不審船や環境異変などの監視） ※市の負担なし
- ・海難救助訓練（非常時の救難体制の構築） ※市の負担なし
- ・理解・増進を図る取り組み（小学生等を対象とした学習会の開催）

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～令和 2 年度（予定）

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

- ・水産多面的機能発揮対策支援補助金

2. 事業実施主体

2. 事業主体

活動組織（市内全漁業協同組合の漁業者等）

※野母崎，三和，三重，橘湾，外海，西彼南部，琴海，福田，茂木，深堀，大村湾，高島

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

水産多面的機能発揮対策支援費 国要綱・要領・運用

水産多面的機能発揮対策支援費 県要領

水産多面的機能発揮対策支援費 市要綱

4. 財源及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

県費（500,000円），一般財源（9,151,361円 ※特別交付税措置の対象）

（平成30年度決算額）

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 9,869,000 | 8,521,000 | 6,947,000 | 4,955,000 | 3,755,000 |
| 決算額 | 9,651,361 | 8,326,318 | 6,451,101 | 4,028,574 | 3,509,328 |

5. 事業の実施状況

(1) 総事業費 69,963,376円（補助対象事業費 9,151,361円）

（内訳）国 51,660,661円

県 9,151,354円

市 9,151,361円

活動組織 95,909円

事務費 500,000円 国 10/10（県間接補助）

(2) 主な取組みは、事業概要に記載の通り。活動組織ごとに実施内容は異なるが、事業費を使い、主に、藻場の保全などが行われている。

6. 事業の成果指標と達成度合い

(1) 成果指標

漁場環境再生の取組みを行う組織数（目標値：9 組織）

(2) 達成度合い

12 組織（実績値）（達成率：133.3%）

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市水産振興課提出資料，補助事業等実績報告書，補助金等確定通知書，事業実績書，収支精算書，支出負担行為決議書

8. 監査結果

特段、指摘及び意見に該当する事項は見当たらなかった。

C 6 - 1 - 2

3 9. 沿岸漁場藻場環境調査費

1. 事業概要

(1) 目的

水産生物の資源量増大や藻場回復のため、投石や魚礁設置等による漁場整備の実施に加え、これまで漁場整備事業により設置した魚礁等について、沿岸海域の現状を把握し、漁場造成の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 内容

漁場整備事業で設置された魚礁等について、海藻の繁茂状況や生物の生息状況等を調査する。

漁場の調査を行うことで、藻場の生育状況や生物の生息状況、魚礁の設置状況などを把握することができ、それらの資料を分析・整理することにより、漁場や魚礁の選定など、より効果的な漁場造成計画の策定が可能となる。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～平成 30 年度

(4) 事業費の性質

その他（委託費）

2. 事業実施主体

水産農林部 水産振興課

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

—

4. 財源及び過去5年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（499,500円）（平成30年度決算額）

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 |
| 決算額 | 499,500 | 499,500 | 498,960 | 498,960 | 498,960 |

5. 事業の実施状況

平成25年度 外海地区 藻場及び生息生物の現況及び種苗放流適地調査

平成26年度 福田地区 藻場礁の現況調査

平成27年度 野母崎地区（脇岬） イセエビ礁の現況調査

平成28年度 野母崎地区（高浜） イセエビ礁の現況調査

平成29年度 野母崎地区（野母） イセエビ礁の現況調査

平成30年度 長崎市蚊焼地区

潜水による漁場調査（H25に設置したイセエビ礁等の現況調査）

イセエビ礁，自然石の設置状況調査

有用生物の生息状況，生息環境調査

調査項目の分析・考察

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

蚊焼地区漁場環境調査業務委託仕様書，見積依頼書，見積書(3者)，調査報告書，完

了通知書等

8. 監査結果

(1) 成果指標の設定について【意見】

本個別施策には成果指標を設定していないため、その達成度を測る尺度が存在しない。調査の範囲・頻度、調査の進捗率を成果指標として設定することも検討すべきである。

(2) 事業委託業者の選定方法について【意見】

漁場環境調査業務の実施にあたり、平成31年2月27日が決裁日かつ3者への見積り依頼日、同年3月5日が契約日であったことを受け、特定の3者を見積り業者として選定した理由について聴取した。その結果、支出予定額が50万円であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び長崎市契約規則第21条第6号の規定に基づき、随意契約を締結したこと、及び、長崎市業務委託基準に基づき、3者から見積書を徴取したとの回答を得た。この点については、法令上の根拠に基づくものであり、特に問題は見受けられなかった。また、3者の選定基準として、潜水調査により生物の生息状況を調査、分析を行うという特殊な業務であることから、当該業務又は類似する業務の履行実績がある業者を選定したとの回答であり、合理的な理由といえる。

他方、見積額につき、実際の事業委託業者以外の2者が予算額を大きく上回るなか、事業委託業者は予算とほぼ同額で見積もりを提出し、かつ、過去5年連続で受託していた。前年度に契約した業者から参考見積書を徴取の上支出予定額を決めていること、支出予定額は非公表であり見積書を提出した業者のうち最も安価の見積書を提出した業者と契約していることが理由との回答を得たが、5年連続かつほぼ同額で同一業者が受注していることから、特殊な業務であるのは前提としつつも、競争性の確保の観点から業務を履行可能な業者の把握に努め、前年度業務を受託した業者以外の見積り依頼業者を毎年異なる業者に変更するなどを含め、業務発注の経緯に疑義が生じない事務処理について検討すべきである。

(3) 事業実施内容について【意見】

本事業については一定調査が完了したことから、平成30年度をもって事業を廃止しているとのことであった。本事業の問題点として、現在の事業規模では調査可能な

面積が限られており広域的な調査には長期的な実施が必要であること、有用生物の定着が見られない漁場は引き続き経過観察するとともに藻場回復の取組や種苗放流など資源増大に努める必要があるとされるが、例年同様の意見が付されているところであり、より効果的な調査の実施を検討すべきである。

C 6 - 1 - 2

4 0. 水産種苗放流等事業費負担金・補助金

1. 事業概要

(1) 目的

資源の維持及び増大を図るための取組を支援し、つくり育てる漁業の振興に資することで、漁家経営の安定を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ・水産種苗放流事業費負担金
- ・水産種苗放流事業費補助金
- ・イカ産卵場造成事業費補助金
- ・海藻養殖事業費補助金

(3) 事業実施期間

昭和 48 年度以前～継続

(4) 事業費の性質

- 補助金（事業費補助）、負担金
- ・水産種苗放流等事業費補助金

2. 事業実施主体

市内漁業協同組合，大村湾栽培漁業推進協議会

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

地方債（800,000 円），一般財源（2,786,300 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 予算額 | 3,635,000 | 3,825,000 | 3,835,000 | 4,108,000 | 797,000 |
| 決算額 | 3,586,300 | 3,416,754 | 3,146,009 | 3,381,245 | 503,906 |

5. 事業の実施状況

主な取組み内容は以下の通り。資源の維持及び増大を図ることで、漁家経営の安定に寄与している。

- ① 水産種苗放流事業費負担金 50,000 円 (総事業費 900,000 円)
- ② 水産種苗放流事業費補助金 2,874,500 円 (総事業費 6,114,789 円)
- ③ イカ産卵場造成事業費補助金 561,800 円 (総事業費 1,220,336 円)
- ④ 海藻養殖事業費補助金 100,000 円 (総事業費 299,026 円)

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市水産振興課提出資料，補助事業等実績報告書，補助金等確定通知書，事業実績書，収支決算書，平成 30 年度収支予算書（案），支出負担行為決議書

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する水産種苗放流事業費補助金等はいずれも事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである（なお、令和元年度に制定：長崎市水産種苗放流等事業費補助金交付要綱）。

(2) 成果指標の設定について【意見】

本事業について成果指標の設定がされていないが、つくり育てる漁業の振興に資することで、漁家経営の安定を図るという事業目的からしても、放流効果の検証は必要であるとする。現状、長崎市では当該事業において放流効果の把握が困難であるということを課題として既に認識されているが、放流効果が得られないのに事業費や負

C 6 - 1 - 2

有効な放流事業と適切な水産資源の管理による豊かな里海の再生

担金を支出するのは、要綱等の支払根拠がないことも併せて考えると問題であると言える。当該事業に関して成果指標を設定し、当該補助金及び負担金の妥当性を継続的に確認するプロセスを組むことが望ましい。

C 6 - 1 - 2

4 1. 悪質密漁監視事業費補助金

1. 事業概要

(1) 目的

大村湾内の資源の保護及び漁業秩序を守り、漁家経営の安定を図ることを目的として、各漁業協同組合や漁業者等で組織された協議会が実施する漁場監視活動や密漁防止活動に対し、助成する。

(2) 内容

大村湾内の漁場監視活動

(3) 事業実施期間

平成 18 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）

・悪質密漁監視事業費補助金

2. 事業実施主体

大村湾海域漁場監視連絡協議会

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（115,000 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去5年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 165,000 | 165,000 | 165,000 | 183,000 | 170,000 |
| 決算額 | 115,000 | 165,000 | 165,000 | 165,000 | 170,000 |

5. 事業の実施状況

事業の実施状況は以下の通り。

監視活動日程 11月～1月

監視活動時間 6時間～8時間

使用漁船隻数 1回の監視につき1隻

監視回数 69回

監視活動海域 大村湾内

監視活動方法 各漁協の地先を含めた沖合の監視活動を行う

6. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標を設定していない。

7. 監査時の主な閲覧資料等

長崎市水産振興課提出資料，補助金等確定通知書，補助事業等実績報告書，事業実績書，収支決算書，支出負担行為決議書

8. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

本事業で支出する悪質密漁監視事業費補助金は事業費補助であるところ、支払根拠となる要綱等が作成されていない。補助の目的や対象経費等を明確にし、もって補助金の交付について適正な評価・判断を行うべく要綱を制定すべきである。(なお、令和元年度において、予算の適切な執行のため当該事業の目的や内容の精査を行い、補助金から負担金に見直し済みとのことである)。

C 6 - 1 - 2

4 2. 海底浄化推進事業費負担金・補助金

1. 事業概要

(1) 目的

閉鎖的海洋環境にある琴海地区北部の形上湾及び橘湾において、水産生物の生育環境を改善し、漁場機能の回復と資源の維持増大を図るために、事業主体が実施する海底耕うんにかかる経費の一部を助成する。

(2) 内容

大村湾・橘湾の海底耕うん

(3) 事業実施期間

平成 18 年度～継続

(4) 事業費の性質

補助金（事業費補助）、負担金
・海底浄化推進事業費補助金

2. 事業実施主体

大村湾漁業協同組合，長崎県

3. 支払根拠要綱，法令上の根拠等

なし

4. 財源及び過去 5 年間の予算・決算額の状況

(1) 財源の種別

一般財源（682,633 円）（平成 30 年度決算額）

(2) 過去 5 年間の予算・決算額の状況

単位：円

| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 743,000 | 743,000 | 750,000 | 750,000 | 400,000 |
| 決算額 | 682,633 | 742,031 | 700,000 | 705,571 | 400,000 |